

4 貸付条件変更等の実施状況

(1)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第7条に基づき、以下のとおり開示します。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

邑楽館林農業協同組合

○貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	
貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	3	3	3	3	3	3	3	4	5	8	8	8	8	9	9	
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	6	6	6	6	7	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
うち、審査中に係る貸付債権の数	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	1	0	
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

○貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成21年	平成22年	平成22年	平成22年	平成22年	平成23年	平成23年	平成23年	平成23年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年	平成25年	平成25年	平成25年
	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末
貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	6	7	7
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	6
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中に係る貸付債権の数	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	1	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

貸付け条件の変更等の実施状況(金融円滑化期限到来後の推移)

金融円滑化の趣旨に鑑み、同法の期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況(同法施行時からの累計)を自主的に開示するものです。

邑楽館林農業協同組合

○貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成25年	平成25年	平成25年	平成26年	平成26年	平成26年	平成26年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成28年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	9月末	3月末	3月末	3月末
貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	12	12	12
うち、実行に係る貸付債権の数	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
うち、審査中に係る貸付債権の数	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2

○貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件)

	平成25年	平成25年	平成25年	平成26年	平成26年	平成26年	平成26年	平成27年	平成27年	平成27年	平成27年	平成28年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	6月末	9月末	12月末	3月末	9月末	3月末	3月末	3月末
貸付け条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	7	7	7	7	7	7	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
うち、実行に係る貸付債権の数	5	6	6	6	6	6	6	8	8	8	8	8	8	8	8	8
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中に係る貸付債権の数	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0